



〈研究〉ヨーロッパにおけるガバナンスの生成と民主政の困難:「調整」問題の視角から

網谷, 龍介

(Citation)

神戸法學雑誌, 51(4):1-39

(Issue Date)

2002-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81004948>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004948>



ヨーロッパにおけるガヴァナンスの生成と民主政の困難

——「調整」問題の視角から——

網谷龍介

はじめに

現在のヨーロッパにおける重要な政治問題の一つは、ヨーロッパ・レヴェルの「民主主義の赤字」(democratic deficit)と対応策としてのヨーロッパの立憲化 (constitutionalisation) である (cf. 平島 1998)。そして二〇〇一年一月にベルギーのラーケンで行われた欧州理事会は憲法調査会議 (convention) の設立を決定し、その議長にニワランス大統領ジスカル・デスタン (Valéry Giscard d'Estaing) を任命した。将来のヨーロッパ政治の仕組みをどのようにに構想するか、という問題は二〇〇四年の政府間会議 (IGC: Intergovernmental Conference) まで、これまでにない規模で欧州の世論を賑わせるであろう。

その際、議論は「超国家化」か「国民国家の主権の維持」か、という二分法に陥りやすい。「民主主義の赤字」への対応という議論の文脈に置き直せば、これは欧州議会の更なる強化か、権限分配の明確化または一部権限の各国家への再配分という、俗耳に入りやすい選択肢と重なる。この構図の持つ最大の問題点は、統合の進展により生じた事態を、領域の拡大もしくは政府の複層化の位相においてのみ捉えていることにある。その裏面として、民主

政のモデルとしては、極めて古典的な、主権国家を前提とした議會制民主主義が、それ自体の有効性を議論することの少ないまま想定されている。

このことは、ヨーロッパ統合研究の動向とも関連する。統合研究の一定部分、とりわけ國際政治学からの研究は、統合の進展・停滞それ自体に注目してきた。地域統合論の枠組であれ、相互依存論の枠組であれ、既存の主権国家体系に対する挑戦もしくはそれを超克する試みとして統合は認識されてきたのである。^①

また、より規範的色彩の強い議論においても、ヨーロッパ・レヴェル民主政の問題は、その「規模」の拡大との関係で論じられることが多い。例えば政治体の規模と民主性のデレンマに焦点を当てるダール(Robert A. Dahl)の主張(Dahl 1984)はその一例であり、社会レヴェルの脱国家化に対応した政治制度の発展の遅れという指摘(Zinn 2000, 153-156)、さらには「ポスト・ナショナル」な政体としてEUを捉える議論などである(Shaw 1999; 梶田 1996)。物理的な領域であれ、人口であれ、あるいは政治的共同体の抱える(限定的であれ)文化的な複数性であれ、「国家」そしてその構成要素としての「主権」「国民」「領土」の要素がテーマとされている。^②

しかし、そこでは比較政治学が対象としてきた国家・社会関係についての議論が相対的に軽視されている。そして、増加しつつある政策領域毎の実証研究は、比較政治学の視角を導入して、現状のヨーロッパ政体の実態に関する知見を蓄積するとともに、各国の既存の政策体系・媒介構造との適合性というテーマをその中心に据えている。^③そこで直接的に扱われているのは、ヨーロッパという新しいレヴェルの出現に伴う統治の変容であるが、実態としてはガヴァナンスに関する新しいモードの出現が描かれていると読むことも可能である。

本稿は、ドイツにおける政策研究の有力な潮流から得られる知見を援用して、「規模」問題と並ぶ重要な問題として、「調整」問題がヨーロッパ・ガヴァナンス理解の重要な補助線となりうることを主張する。^④そしてこの調整問題が、実際は二〇世紀の民主政を一貫して貫く問題の一つであったことを指摘することで、現在の議論の中で見

失われている歴史的次元を再導入する試論である。

以下では、まず第一節において、ドイツの議論を素材に古典的な民主政論の一つの型を抽出し、これに対抗する調整問題の視角を導入する。第二節では、社会政策を例にヨーロッパにおける国境横断的ガヴァナンス生成の可能性とその特質を論じる。そして第三節では、ガヴァナンスの生成にもかかわらず生ずるヨーロッパ民主政の問題を、調整問題の視角から検討し、その問題の歴史的次元を指摘する。

一 戦後体制下の議会の機能への懐疑と「調整」問題

(一) 「エトノス—デモス—憲法」モデル

ヨーロッパ民主政を議論する際の、ドイツにおける有力な型の一つは、シュミッターが「エトノス—デモス—憲法」モデルと評した、文化的共通性、政治的共同体、民主政を三位一体として捉える思考の枠組である。

ドイツにおいては、憲法異議によりマーストリヒト条約批准の合意性が争われ、連邦憲法裁判所による審査の対象となった。結論としては、マーストリヒト条約の基本法適合性は認めされたのだが、そこに至る理由付けがこの一九九三年一〇月の「マーストリヒト判決」(BVerfGE 93, 153)を悪名高いものとした。この判決では「民主政は法以前の一定の前提に依存する。そこには…選挙権を持つ市民が…自らの言語【単数】でコミュニケーションできるということも属する(185)」とされ、「国家は十分に重要な固有の問題領域を必要とする。その上で其々の国民(Staatsvolk)は…相対的に同質な一国民を精神的、政治的、社会的に結び付けているものに法的な表現を与えるために、政治的な意思形成を展開し、表現する(186)」と、文化的同質性を民主政の前提とする議論が展開された。この判決はその主筆と目されるキルヒホフ(Paul Kirchhof)裁判官(学者)の他の著作と併せ、批判の対象とされることが多いが、決して孤立した意見ではない。例えば、同様に著名な公法学者であり連邦憲法裁判所裁判官

を著めたグリム (Dieter Grimm) も、民主政をコミュニケーショント結びつけるというハーバーマスの定式化を採用しつつ、「コミュニケーションは言語と結び付けられたものであり、世界を言語によって媒介されて経験し解釈することである (Grimm 1995, 295)」とほぼ同様の図式に至っている。

このように民主政に文化的同質性を前提する議論に対しては、もちろんより手続的な理解の側からの反論が向けられる。例えばハーバーマス (Jürgen Habermas) はグリムへの反論において、「民主的な共同体における市民の倫理的・政治的自己理解は歴史的・文化的アプリアリと解されるべきではない……ヨーロッパ憲法によって創り出される政治制度が誘導効果をもつことが期待される」と、手続そのものの中からデモスが形成されていくことに期待を寄せている。

しかし両者には看過できない共通点もある。それは民主政の基礎としての憲法に関して、「国民／市民／人民 (people)」による一回的な事件として憲法制定が理解されている点である。前述の「エトノス・デモス・憲法」モデルがこの思考と結びつきやすいことは容易に想像し得るだろう。またハーバーマスも「始めに憲法に対するレフアレンダムがある。それが大規模なヨーロッパ大の議論を引き起こすだろう (Habermas 2001)」などと述べている。

これらはドイツにおける伝統的な「国家」理解を背後に見たとき、よりよく理解できる。ドイツの政論に大きな影響力を持ちつづけていたのは公法学のタミノロジーであり、そこにおいて伝統的には、公的なものの体現として国家が位置付けられていた。逆に社会は私的な領域として位置付けられ、両者の関係は分離の相の下に理解されることになる。

戦後西ドイツ公法学の理論潮流を整理する際には、実現されるべき公的領域としての国家の単一性を静態的に所与として捉えるシュミット (Carl Schmitt) 学派と、公的なものの動態的構成の側面を重視するスメント (Rudolf Smend) 学派が対比される。ただし両者には、統一の「遇れ」、宗教的、連邦制的な断片性というドイツの歴史的

な条件に対する反動として、国家／公的なものの「単一性」「全体性」という問題機制へのオブセッションとすら言い得るような執着が共通している。そこでは私的利益の「純化」「公共化」の装置としての議会が一九世紀に果たしていた役割が、現代の状況下でいかに実現され得るか／得ないか、という問題が立てられる。

ワイマール期公法学においては、「部分」を代表するものである政党はこの枠組の中で明示的には正統化されなかったが、ボン・デモクラシーの下では現実のキリ民党、社民党の二大政党の国民政党内に助けられて、政党をもこの枠組に接合することが容易になった (Scheuner 1957; 1958)。しかし依然として、公的なものの全体性、単一性という問題構成は維持されている。それゆえ、公的領域の基礎的規範である憲法はパッチワークであつてはならず、総体的決定を要するのである。

(1) 国家の「計画 Planung」から社会の「自己規律 Selbstregulierung」へ

一方、戦後の西ドイツ政治学はまず規範的次元において伝統的議論の国家重視の傾向への批判を向ける (Brähler 1968; Gahlenz 1966; Krockow 1965)。さらに、より実質的に国家を理論上の管制高地から放逐したのが、ルーベン (Niklas Luhmann) を主唱者とするシステム理論の社会諸科学に与えた大きな影響である。

社会の機能分化と下位システムの自律性を強調するルーマンの議論がドイツの社会諸科学に広範な影響を持った背景には、西ドイツ政治の実態の展開がある。西ドイツの政治経済体制を当初特徴付けていたのは、フランスにおける計画や、スウェーデン、オランダにおけるマクロ・コーポラティズムのような、政策分野横断的マクロ調整システムの欠如にあった。一九五〇年代を通じて、政策分野毎の政策ネットワークの安定化が進展していくが (Doherty and Manor 1997)、政策領域相互の調整を行う枠組は存在していなかった。

一九六〇年代に入り、経済の高度成長の果実が一定程度分配されるとともに、安定成長に移行する中で、相対的

に立ち遅れていると考えられていた分野を中心に、改革の機運が高まってきた。その際のキーワードが「計画」である。経済政策の分野においては、一九六三年以降年次経済報告の提出が制度化され、現在まで「五賢人」として知られている経済専門家諮問委員会の設置も行われた。「計画」を中心とする改革を推進した勢力の一方の中心

には、ドイツ連邦共和国の成立以来連邦レベルでは野党にとどまっていた社会民主党があったが、改革機運がそこに留まらない広がりをもっていたことは上述の二つの施策がキリ民党・自民党の連合政権下で実施されていることにも表れている。さらに一九六六年の景気後退を契機に成立したキリ民党・社民党大連合政権のもとでは、経済相に社民党のシラー(Karl Schiller)が就き、政労使協議の枠組である協同行動など、政府を結節点とする総体的な調整の枠組作りが模索された。

しかし、改革ユーフォーリアの下での計画への期待は幻滅に終わった。この「挫折」の実体的な原因は、そもそもその期待が過大であったこと、連邦参議院での野党多数、さらには中央銀行や強力な社会団体など「拒否権プレイヤー(veto player)」が多いという西ドイツ政治経済システムの特徴が挙げられよう。

本稿の文脈で重要なのは、改革プロジェクトの挫折が西ドイツ社会科学に大きな影響を及ぼした点にある。とりわけ、ドイツの実証的政策研究をリードしてきたマインツ(Renate Mayntz)やシャルプ(Fritz W. Schupp)はこの時期の改革過程にも関与し、その後、改革の計画やデザインを変容・挫折させた制度的・社会的要因の検討に向かうことになった。政治による「上から」の改革の挫折の経験が、ルーマンの議論を広範に受け入れさせる素地となったのである。

ここに統御(Steuerung)をキーワードとする議論の場が成立した。⁽⁸⁾ただし、ルーマンがシステムの外部からの統御の原理論レベルでの不可能性を強調するのに対し、マインツやシャルプは社会の機能分化と下位システムの自立化という前提認識自体は共有しつつも、政策領域毎の実証研究に基礎を置いて、統御が現実には一定の成功を取

めている事例を取り上げること、その条件を抽出するという方向へ向かった。その中で、統御という語の持つ統御主体を前提するニュアンスのために、自己規律(Selbstregelung)という語も一部では用いられるようになった他、近年では英米圏からのガヴァナンス研究の影響と融合している。ドイツにおける政策分野毎の実証研究の主流はこのアプローチを基礎とするものになっており、社会アクターと政府のネットワークの中でいかにガヴァナンスの質が向上しているか、という問題が問われている。

以上のように、西ドイツの戦後体制に関する限り、議会あるいは政党中央とする古典的モデルは、規範論レヴェルでは依然主流を占めているものの、実証的政策研究の側からその実質は疑問に付されている。例えば、ドイツの代表的比較政治学者の一人であるシュミット(Marfred G. Schmidt)はテキスト「連邦共和国の統治」において、政権政党の相違が失業・インフレ率や財政規模に影響を与えるという主張を疑問に付している(M. G. Schmidt 1992, 105-108; 154-155)。

これを承けて、「統御」論の枠組からは、社会アクターを組み入れた形での現代民主政におけるガヴァナンスを定式化するための理論的な試みが生まれている。その前提は社会の機能分化と下位システムの自律性の増大という視角であり、ここで中心となるのが「調整」問題である。

一義的には、これは異なるシステム間の関係、例えば「政治」による「経済」領域の統御可能性の問題である。ここでは、政治による一方的な指令の不可能性を前提に、社会アクターの能力を活用したガヴァナンスが考察されることになる。しかしこれに加えて、第二の「調整」問題を想定することが可能である。すなわち、部分システムの自律性と固有のロジックを備える政策領域の自律性を類比するならば、異なる政策領域間の調整を含む総合的方向付けがどのようにして可能か、という問題を見出すことができる。これは英米圏の議論では相対的に軽視されて

いる視角であるが、統治構造の割拠性の原因を内閣の政治的統整力の欠如に求めた辻清明の定式を持つ日本の行政・政治学からは、自然な視角とも言えよう（辻 1969・牧原 1998）。

この二つの論点を踏まえ、生成されつつあるヨーロッパ・ガヴァナンスの特質を抽出するのが次節以降の課題である。

二 国境横断的ガヴァナンスの成立可能性

本節では、国境横断的ガヴァナンス形成の事例としてヨーロッパにおける社会政策の展開をとりあげる。「社会的次元」の欠如はしばしば現状のヨーロッパ政治の最重要課題の一つとして取り上げられ、しかもその形成の困難は構造的な原因を持つているとする有力な指摘がある（Schmidt 1999）。この分野の権限が多くの場合法文上加盟国に留保されていることもあり、立法などの手段による公式の規制は確かに容易ではない。しかし、コミッションの戦略と関連アクターの非公式な協調を通じて、ある種のガヴァナンスの構造が成立してきていることも確かである。相対的には困難な状況にあるこのケースは単なる事例以上の意味を持ち得るものであり、これを通して国境横断的ガヴァナンス形成の潜勢力とその特質を示すことが本節の目的である。

（一）ヨーロッパ・レヴェルの組織建設

マーストリヒト条約の締結に至るまで、ヨーロッパ・レヴェルの社会政策の展開は停滞したものであった。モネ（Jean Monnet）や「新機能主義者」の期待に反し、利益団体によるヨーロッパ・レヴェルの組織建設は進まず、活動は各国レヴェルに集中していた。初期の統合の目的がまずは統一的市場の形成にあったことを考えるならば、産業団体もしくは経営者団体側の組織建設が行われなかったことは、自然な帰結ということも出来よう。しかし、

労働組合も同様に各国レヴェルでの活動とそこでの達成物の擁護に集中しつつづけてきたのである。

雇用者側の中心となる組織はヨーロッパ産業・経営者連盟総連合 (UNICE: Union of Industrial and Employers' Confederation) であり、ローマ条約調印の一年後、一九五八年に結成された(当時はヨーロッパ共同体産業連合 (Union of Industries of the European Communities)⁽²⁾)。その主たる目的は、単一市場の建設に関連する産業界の利益をヨーロッパ・レヴェルの立法に対して擁護することであり、コミッションによる社会政策のイニシアティブに対しては一貫して否定的に対応してきた。しかし、マーストリヒトでの「社会議定書 (Social Protocol)」の調印によりヨーロッパ・レヴェルでの社会立法の可能性が拡大するのを見て、UNICEはその戦略を転換し、ヨーロッパ・レヴェルでの交渉主体の役割を果たし始めた。ただし、UNICEは交渉の授権を事例毎に加盟団体から得る必要がある。

ヨーロッパ労働組合連盟 (European Trade Union Confederation) は一九七三年に設立されたもので、社民系のみならず、共産系、キリスト教系の組織も加盟していた点に特徴があった。また各国の頂上団体に加え、ヨーロッパ金属産業連盟 (EMF: European Metal Federation) のようなヨーロッパ・レヴェルの産業別組織も加盟している。一九八六年のヨーロッパ単一議定書 (Single European Act) の調印以前のETUCは資源に乏しく、活動の主な部分は組織固めに費やされていた。

ETUCが実質的な活動を強化し始めたのは、一つには単一議定書の実施により、単一市場の形成に伴う問題をヨーロッパ・レヴェルで処理する必要性が増したことによる。しかし、同様に重要なのは、一九八五年に委員長に就任したドロール (Jacques Delors) が、ヨーロッパ・レヴェルの政策形成へETUCを引き入れようとするコミッションの努力を強化したことによる。彼の委員長在任中に、コミッション (担当は旧第五総局、雇用・社会問題担当) は、単にETUCとの間のコミュニケーションのネットワークを構築したばかりではなく、ETUCの会合、

研究調査機関 (European Trade Union Institute) 、あるいは職場レヴェル健康・安全確保のための組織 (Trade Union Technical Bureau) への支援に年間数百万エキュを支出していた。

このようなドロールの動きにもかかわらず、ETUCに付与される権限の範囲は労組内での紛争の種であった。だが、一九九一年のETUC大会において、ヨーロッパ・レヴェルでの労働組合の活動強化のために、ETUCの役割と能力を強化する組織変更が決定された。ここでは、ヨーロッパ・レヴェルの産業別組織 (European Industry Federations) により大きな役割が割り当てられ、ETUCはより「超国家的」となった。さらに、ETUCはヨーロッパ・レヴェルの交渉者としての役割の明確な承認を獲得するべく努力した。幾つかの加盟組織の抵抗に遭い譲歩を余儀なくされたものの、最終的には一九九六年一〇月の執行委員会において交渉者としての役割が承認された。ここではヨーロッパ・レヴェルの産業別組織の役割を強調する条項も含まれていた。

(1) 公式の「社会的対話 Social Dialogue」の展開

当初の共同市場の形成の時期に続いて、一九七〇年代になるとコミッションは社会政策領域での活動を強化し、「社会パートナー」の引き入れを試みることとなった。一九七二年には社会パートナー担当部局が設置され、コミッション内の審議過程に特権的なアクセスを保持することとなった。さらに一九七四年には「社会的行動プログラム (Social Action Program)」の下で、コミッションは労働者の参加やパートタイム労働などに関する政策の提案を進めた。また、EEC条約により設立された経済社会評議会を補完する新たなフォーラムとして、三者協議会合が開催された。一九七四年からの六回にわたる会合では、経営者側がこの枠組内での協定の締結に消極的だったため、一九七八年にETUCが引き揚げ、この枠組は成果を生まずに終わった。

ドロール委員長の下では、ETUC、UNICE、CEEP (公企業 の 団体) が参加する「ヴァル・ドウシユス

社会的対話」が開始された。このイニシアティブ自体は経営者側の消極姿勢により失敗に終わるが、域内市場プロジェクトの進展は「社会的次元」の欠如を次第に政治化させることとなった。

一九八九年に採択された社会憲章に基づいて、コミッションは社会政策領域での進展と社会パートナーのコミットメントの強化に向けた圧力を増した。そして予期せらるる社会的規制という「ムチ」とその立法過程への参加という「アメ」を用いて、UNICEの計算を容認させるに至った。依然としてヨーロッパ・レヴェル立法には消極的なものの、それが不可避であるならば見解の表明を望む、という姿勢に変わったのである。一九九一年の政府間会合に際しては、コミッションのイニシアティブを受けて三組織が共同提案の策定作業に参加し、一九九一年一月には最終合意に達した。この合意はコミッションと議長国ベルギーにより条約草案に挿入され、イギリスを除く一ヶ国により「社会議定書」として採択された。

社会議定書における最大の革新は、共同体立法過程における社会パートナーの役割にある。第一に、コミッションは社会政策提案の前に社会パートナーの意見聴取を義務付けられた。第一段階では問題をヨーロッパ・レヴェルで取り上げることの可否であり、第二段階では法案の具体的内容についての聴取である。第二に、社会パートナーが相互の交渉により問題を解決することを望む旨をコミッションに対し意思表示すること、立法手続を一定期間停止することが可能となった。九ヶ月の猶予期間の間に合意に達することが出来た場合には、その内容には手をつけられることなく理事会の決定により実施されることになった。なおこの猶予期間はコミッションの同意により延長が可能である。第三に、加盟国は共同体指令の執行を各国レヴェルの社会パートナーに委ねることが可能である。そして理事会における加重多数決の適用範囲の拡大により、共同体立法の成立可能性が増したことは、参加主体、とりわけ経営者側の認識の変容を促した。

この新しい手続の下で、幾つかの政策イニシアティブが既に取られている。ヨーロッパ労働使協議会 (European

Works Council) の設立に関する第一の事例においては、イギリスの経営者団体 (Confederation of British Industry) の反対により、最終段階で交渉は挫折した。結果、指令は通常の手続に沿って理事会で採択された。一方、これに続く、育児休業問題、パートタイム雇用問題、期限付き雇用問題は新しい手続に沿って解決された。テレワークینگに関する合意も予想されている (EIRO On-Line, EU 011102, <http://www.eiro.eurofound.ie/2001/11/brief/EU011102.Nhtml>)。

新しい手続による交渉の成功には幾つかの共通する要因が指摘されている (Fullmer 2000)。第一に、工場協議会問題と異なり、見解の対立が少ない争点であったことが挙げられる。第二に、ヨーロッパ・レヴェルの諸主体、コミッション、ETUC、UNICE には、この新しい立法手続を定着させるという共通する誘引があった。ブリュッセルの官僚達が各国別もしくは各産業別の組織に対して自己の立場を確保するという自己利益が作用していたのである。第三に、いわゆる「立法の影 (shadow of law)」が最も重要な要因として挙げられる。すなわち交渉が挫折した場合に理事会決定による指令が採択される可能性が、消極的な UNICE に最悪の事態を避けるための合意締結を促したのである。

これらの各産業部門を包括する社会的対話に加え、産業部門毎の社会的対話の枠組が存在する (Keller and Bausbach 2000; Keller and Stürres 1998)。この分野にコミッションが示す関心は従来それほど大きくなかったが、近年はこの枠組も強調されるようになった。それに伴い一九九八年には、分野毎に異なっていた構造が「社会的対話委員会」という形で共通化・法文化された。この枠組に基づく協議が実質的な成果につながった分野がある一方、枠組の明文化の後に新たに創設されたものは極めて少ない。金属産業や化学産業といった重要な部門においてはこの枠組が成立していない。

(三) コミッションの戦略：社会のガヴァナンス能力の活用

以上のように、社会政策領域においては、コミッションの側からの働きかけが当初から大きな意味を持っていた。それゆえ、議題設定者としてのコミッションの戦略に特に注目する必要がある⁽⁸⁾。この点に關し、方向性は明らかである。コミッションは一般的戦略としても、社会アクターの自律的な問題解決能力をヨーロッパ規模のガヴァナンスの構築に利用しようとしているのである。既に述べたようにマーストリヒト条約後の社会政策立法手続においては、社会パートナーが部分的に公式の立法機関（理事会および欧州議会）を代替もしくはバイパスし得るという、各国の立法手続にも稀な重要な役割が付与されている（cf. Britz and Schmidt 2000）。このような方向は「二重の補完性（double subsidiarity）」という定式により一九九三年に示されている他（COM (1993) 600 final: Dobbingshaus, Kraus 1997）、二〇〇〇年の「社会政策のアジェンダ」においても、目標を達成するために「最も有効な方法としての社会的対話」が挙げられている（COM (2000) 379 final, 28.06.2000, 14）。そして二〇〇一年中葉に公表されたコミッションの「ヨーロッパ・ガヴァナンス白書（White Paper on European Governance, COM (2001) 428, 25.07.2001）」にも、従来の立法手続の効率化とともにこの点を看取することができる。

『白書』は良いガヴァナンスの原則として、開放性（openness）、参加（participation）、答責性（accountability）、実効性（effectiveness）、そして一貫性（coherence）の五つを挙げている。具体的な方策として提示されているのはまず第一にEU市民の組み入れ（involvement）の改善である。想定されているのは、地域・基礎自治体レベルのデモクラシー、すなわち地域政府・基礎自治体政府の政策過程への参加である。注目すべきは第二に挙げられている「市民社会の組み入れ」である⁽⁹⁾。市民社会というトピカルな語が用いられているものの、そこで含意されているのは主要な利益団体である。「市民社会の組み入れ」と題された項目には、社会パートナーの役割が「社会パートナーは、自発的な合意を締結する条約上の力を行使するよう、さらに奨励されるべきである」と強調され

ている。また「組織された市民社会」の定義に関して、『白書』は、「人々のアイデンティティは利益団体への参加によっても定義される」、「経済社会委員会は、その力の点のみからすれば、議会と競合するものではないが、議会の正統性を補完するものである」とする経済社会委員会の見解(OF C329, 17.11.1999, 30)に言及している。コミッションに関する限り、その意図は明確であるといえよう。

「社会的対話」手続における社会パートナーの役割にも見られるように、ヨーロッパ・レベルの立法にしばしば用いられるのが枠組規制(framework regulation)の手法である。典型例はヨーロッパ労働協議会指令である。指令は主として、「自発的な」合意が社会パートナー間を結ぶための交渉手続と交渉が失敗した際の最低水準の設定を定めるものであり、詳細な点はこの指令を実施する各国の立法に委ねられている。『白書』においても「より良い政策、規制、実行(18-26)」において枠組指令の活用が明記されている(20)。他の要素、例えば「自律的EU独立規制機関(EU regulatory agency)の更なる創設(23)」などを考え合わせるならば、コミッションが「その行動を、条約が課した業務(task)の中で明確に優先されるもの——発案権、政策の執行、条約の擁護、国際的な代表——に集中させる」ために採る戦略は、ルーマン流のシステム理論に影響された理論家が「手続による介入」「文脈への介入」といった語で提唱する方向を志向しているといえよう(Ladeur 2001; Wilke 1995)。アソシエーションの自己規律能力を活用したこのような手法により、個別政策領域の内部に関する限り、政治システムと他のシステムの「調整」問題を緩和する可能性が模索されているのである。

(四) 非公式の水平的協調の展開

上述のような公式の社会政策の展開においては、社会パートナーの役割が明文化されているとは言え、なおコミッション、理事会の果たす役割が大きな意味を持つ。しかしヨーロッパ・レベルのガヴァナンスは、これに加え、

発展しつつある国境横断的な賃金決定の水平的協調からも生成しつつある (Gollbach and Schulten 1999; Marginson and Sisson 1998; Schulten 2001; Sisson and Marginson 2000)。

水平的協調の発展が最も顕著なのは金属産業である。ヨーロッパ金属産業連盟には既に一九七〇年代から賃金交渉委員会が設置され、加盟組織の賃金交渉専門家が年二回の会合を開くこととされていた。しかし実質的な進展を見たのは一九九〇年代に入ってからである。まず第一に「小作業部会」が賃金交渉委員会内部に設置された。これは事実上のドイツマルク圏にあるドイツ、オーストリア、オランダ、ベルギーを中心とするものであり、意見の相違を処理する場としても賃金交渉のバイオニアとしても機能した。これに加え現在では、二年毎の賃金交渉大会、毎年サマースクールが開催されている。

さらに、ドイツを中心としたより緊密な協調も発展しつつある。ここではドイツ金属産業労組が主導的役割を果たした。一九九七年夏に、全ての地域組織が隣接する国の金属産業労組との間に協力のネットワークを構築すべきことを決議したのである。これに従い多くの地域組織が、チェコやハンガリーなどの旧東側諸国を含む隣国との間に協力の枠組を構築した。これが最も発展しているのはドイツ北西部のノルトライン・ヴェストファーレン州の金属産業労組とベルギー、オランダの労組との間の協力である。これらの組合は、賃金交渉のための準備委員会に相互にオブザーヴァーを派遣し、経営者側と異議がなければ交渉の場にも同席することを定めている。その主な機能は、情報交換と信頼醸成にある。

また、この地域では頂上団体による協調の枠組作りも進められている。一九九八年九月にはこれらの国にルクセンブルクを加えた四ヶ国の労組が「ドールン宣言」を決議し、各国の交渉戦術の協調を図ることを約し、さらには共通の賃上げのターゲットとして「インフレ率＋生産性上昇率」を設定した。この枠組の中では年次会合が秋に行われる他、小委員会を通じた緊密な情報交換が行われている。年次会合の文書からは、議論が実質的な点にも及んで

いることが明らかである。二〇〇〇年九月の会合では、各国の賃上げ状況とマクロ経済指標が比較された上で、ドイツの労組はその低い賃上げ率のために他の組合から批判され、この問題を自国の交渉委員会で取り上げること約することとなった (Doom meeting (Benelux-Germany coordination group), 7-8 September 2000, Luxembourg, <http://www.eurc.org/eurcnewsletter/features/NewsDoom.pdf>)。二〇〇一年九月の会合では賃上げターゲットの継続の他、生涯学習によるスキルの向上という質的問題を、二〇〇二年の賃金交渉における共通の課題とすることが決議された。また常設の書記局の設置も検討課題とされた (5. Jahresreffen auf Vorstandsebene, 6. und 7. September 2001 in Houffalize, Belgium, <http://www.agb.de/katzen/erklaerung.pdf>)。

全ヨーロッパ・レヴェルでもETUCが一九九九年大会において賃金交渉の相互協調を強化する決議を採択し、賃金交渉調整委員会が設置された。同委員会は賃上げガイドラインを策定し、二〇〇〇年二月のETUC執行委員会承認された。同ガイドラインはドールン・グループのそれよりも緩やかなものであり、インフレ率を名目賃金要求の最低線とし、生産性上昇分を最大限活用することを努力目標としている (ETUC Recommendation on the Coordination of Collective Bargaining, http://www.eurc.org/EN/Decision/ExecCom/Resolutions/English/0012_Coll-Barg.ctm)。この他、金属産業以外のヨーロッパ・レヴェル産別団体も各々賃上げの定式化を始めている (Mennet 2000)。このような展開の中に、公式のヨーロッパ・レヴェル団体交渉の欠如を代替し得る「ヴァーチュアルな団体交渉」の展望を望む評者もある (Marginson and Sisson 1998)。もちろん、各国間で経済状況ばかりではなく賃上げ交渉の制度化の様態が異なることからすれば、そのような可能性は高いとばかりは言えない。ただし一国レヴェルの賃金協調においても、集権化された組織は必須条件ではないことは留意する必要がある (Traxler 2006)。ドイツやオーストリアにおいて、パターン・セッターを果たしている金属産業労組は、全労働人口の高々二〇%をカヴァーするにすぎず、しかもドイツにおいてはその金属産業労組の一地域組織が現実の賃上げ動向を左右している。ゲー

ム論を援用した Iversen (1998) の分析によれば、この種の集権的組織なき協調は、通貨安定へのコミットメントについての中央銀行の明確なシグナルによって促進されるという。それゆえ、しばしば過度の独立性が批判されるヨーロッパ中央銀行だが、その政策によつては、その独立性が逆に協調を促すこともあり得る。

このように、本節では社会政策領域を取り上げ、国境横断型ガヴァナンスが公式・非公式のパターン形成により成立する可能性を明らかにした。コミッションが労使の社会団体を積極的に組みこむ形でヨーロッパ規模のガヴァナンスを形成しようとしている。これを、社会団体の側の自律的な相互協調が、萌芽的にはあれ補強しつつあるといえよう。社会団体側がヨーロッパ・ガヴァナンスの形成に積極的に寄与する動きは、二〇〇一年二月の共同声明でも確認されており、多年次に亘る行動計画の策定などが視野に入れられている (Joint Contribution by the Social Partners to the Laeken European Council, 07.12.2001. <http://www.euc.org/en/dossiers/socialdialogue/splaken.cfm>; EURO On-Line, EU 0112262. <http://www.euro.eurofoundie2001/12/Peaire/EU 0112262.F.html>)。無論、二〇〇一年五月に派遣労働に関する社会パートナー間交渉が挫折したことに見られるように (EURO On-Line, EU 0106215. <http://www.euro.eurofoundie/print/2001/06/inhrle/EU 0106215.N.html>)、その可能性を過大評価することも慎むべきだろう。しかし、そこにはアンシエーションの役割を積極的に組み入れた新たなガヴァナンスの構築により、(第一の)調整問題を解決する試みを見ることが出来る。

三 ガヴァナンスとデモクラシーの不整合?

前節ではヨーロッパ規模のガヴァナンスの生成可能性が示唆された。だがガヴァナンスの生成と民主政とは当然イコールではない。では両者の関係をどのように考察すべきだろうか。本節はこの問題に直接の回答を与えるもの

ではないが、接近の方法として、第一に問題の歴史的次元を再確認すべきこと、第二に政策領域間の総合調整問題の検討を提案する。

(一) EUの多層ガヴァナンスと二〇世紀前半の民主政論

ヨーロッパに生成しつつあるガヴァナンスの構造は、古典的な議會中心の民主政モデルとは作動様式において異なる。それゆえ「民主主義の赤字」を解消する方策としての単純な欧州議會強化論に対しては、例えば「議會システムにおける伝統的な民主的正統性のモデルが、EUの多層構造において十分であるかどうかは疑わしい。参加と手続化を通じて新たな種類の正統性が必要であるように思われる」(Peters 1999, 741)、「といった批判がなされる。

しかしこの問題は本当に「新しいEUに固有」なのであるか。まず、既に各国の国内で、社会アクターの参加をその一部とする統治手法は実践され、そして古典的モデルの拘束力の強いドイツ公法学においても「発見」されるに至っている (Lange 1993; 毛利 2001)。行政学においても、官僚制のアカウンタビリティを担保する手段として、立法府の監視強化はその能力の限界により有望ではないとし、代わって公的な討議の環境の整備という手段を模索する議論がある (Hunold 2001)。

また、西ドイツの例が示唆するように、各国の戦後体制における議會の機能にはそれ自体議論の余地がある。オーストリアにおいて、労資からなる非公式の機関である「同権委員会」が経済・社会政策の策定に決定的な役割を果たしていたことは、これまでの比較政治学研究所の蓄積が示すとおりである。

そして、ヨーロッパ民主政の試みが直面する困難が、「規模」の拡大に主として起因するものとしても、そのうち「数」の増大と「多様性」の拡大という問題に関しては、ヨーロッパの政治システムは、類似の経験を経てきている。それは普通選挙制の導入に象徴される大衆政治化の過程であり、それに随伴する政治運営のパターンの質

的な転換である。カール・シュミット (Carl Schmitt) の議政論に代表されるように、「全体」を公的に代表する議員が集う議会を中心とする統治モデルに対し、明確に「部分」を代表する政党や利益団体が出現し、その作動様式を容認させていったことこそが、二〇世紀前半の社会科学・政論にとつての中心的課題だったのである。ここに、現在では必ずしもポピュラーではないこの時期の議論に注目し、歴史的次元を再発見する意味がある。以下では、システム間の調整問題を社会アクターを組み入れたガヴァナンスを構築することで解決しようとする戦略との関連で二つの事例を取り上げよう。

第一は戦後西ドイツの経済民主化論である。通例この問題は「計画」対「市場」という対抗図式により理解されてきた。しかし、「計画」と一括されがちな経済民主化構想の中には、二つの潮流があった。一つは、国家による「計画」を中心に据えるものであり、民主化構想としては通常こちらが取り上げられる。例えば一九四六年に行われたドイツ社民党の戦後初の大会において、経済問題に関する基調報告は「国民経済レヴェルの全体的計画は」普通、平等、秘密の選挙によって選ばれた、国家の中に結び付けられている社会全体の代表によってのみ可能である」と述べていた (*Protokoll der Verhandlungen des Parteitag der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands vom 9. bis 11. Mai 1946 in Hannover, Berlin und Bonn - Bad Godesberg: J. H. W. Dietz Nachf., 1976, 62*)。

これに対し経済計画策定における議会の最終決定権は否定しないものの、その下での労資の同権的自治にむしろ重点を置く議論も存在した。たとえば一九四七年にイギリス占領地区労組書記局の公式提案として発表された「経済民主主義」においては、経済的領域と政治的領域が根本的に異なり、何らかの決ったルールで人々の影響を確保するだけでは十分ではなく、むしろ組織の過剰や硬直化につながるといふ欠点がある、と指摘され、「経済における現実的な民主主義は、政治の民主的コントロールの下で広汎な経済の自治を行うことによってのみ可能となる」と位置付けられている (*Gewerkschaftliches Zonensekretariat 1947*)。ここには、政治による大綱的な監督という枠付

けに加え、より実質的には経済システム内部の主体のレヴェルで対抗関係を構築することで、専門性もしくは下位システムの自律性と公共性を両立させようとする試みを見ることができるとする。

第二に、戦間期にはより積極的に、社会アクターの政治過程への組み入れを、民主政の実効性のみならず正統性の強化という観点からも位置付けようとする試みもあった。例えば、戦後西ドイツ政治学における「新多元主義」の主張者として知られるフレンケル (Eberhard Freytag) は、ワイマール憲法第一六五条が規定する公式の機関としての全国経済評議会に象徴される、経済団体の公的決定への参加のアイデアを「集団的民主主義 (kollektive Demokratie)」と呼び、以下のように位置付けている。「集団的民主主義の拡充によって議会不信 (Parlamentarismuskrisis) は克服されうる。というのもすなわち、人々が票を投じるその瞬間においてのみ国家意思の形成に参加するのではなく、自らの組織を通じて常に現実の国家の統合過程に参与するからである」 (Freytag 1929/1999, 352)。²⁰これは、形式的な権利の平等が、利用可能な資源の格差のために代表性の実質的不平等を生む「リベラル・パラドックス」の解決を、企図したものである (cf. Schmitter 1983, 915-919)。²¹

これは孤立した議論ではない。ドイツにおいて、集権的国家を前提とし、民主化の問題を議会による決定として処理しようとする正統派の潮流に対し、部分社会の代表を統治過程の中心に位置づける試みが、少数派の潮流ではあるが伏在してきた。その代表は団体論で知られる一九世紀の私法学者ギールケ (Otto von Guericke)、ワイマール憲法の起草者であり、地方公共団体を国家と同質の存在として位置づけたプロイス (Hugo Preuss)、そしてワイマール期の集権的労働法学の創設者として知られるジンツハイマー (Hugo Sinzheimer) である。²²

このように、個々の結論の適否はおくとしても、社会アクター組み入れにより議会制を補完する、あるいはポスト議会制の民主政を構想するという問題は、各国家の枠内ではあれ既にインテンシヴな議論が行われており、しかもそこでは正統性の問題も正面から取り上げられていた。近年の政治理論における一つの有力な潮流である結社民

主義論 (associative democracy) の火付け役の一人であるハースト (Paul Hirst) が、そのアイディアを二〇世紀前半のイギリスに展開したギルド社会主義論から得ていることにも見られる通り (Hirst 1994)、二〇世紀の民主政論にはなお掘り起こされるべき豊かな鉱脈が眠っているのである。

(二) 政策領域間の「調整」問題

コミッションの戦略が仮に一定の成功を収め、国境横断型ガヴァナンスが成立したとしても、なお残る問題がある。第一節で取り上げた「第二の調整問題」である。すなわち、ヨーロッパ・レヴェルでのガヴァナンスが成立したとしても、それが個別政策分野に留まっている限り、ヨーロッパ・レヴェル政治の不透明性・見えにくさという批判への対応とはなり得ない。この点は「EUの発展を特徴付ける段階的統合 (step by step integration) (COM (2001) 428, 27)」の故により尖鋭となる。実際、前節でとりあげた、労使団体を組み入れたガヴァナンスの生成も主に第五総局に関してみられる特徴であり、経済政策担当の総局はこのようなアプローチを採っていない。政策領域毎のシステム間調整が、社会アクターの組み入れにより可能になったとしても、領域毎に関係アクターが異なるとすれば、その枠組の成熟・安定化が逆に政策領域間の調整を困難にする可能性すらある。

実はこの点の認識も既に「白書」には示されている。良いガヴァナンスの条件としての「一貫性」がそれである。^⑧この関連で「白書」は「政治と行動は一貫した、容易に理解できるものでなければならぬ (10)」、「過度に個別セクターに特殊なロジックは回避される必要がある (33)」と問題の所在を的確に指摘している。

しかし対応策は明確ではない。計画能力を強化させるためのコミッションの活動手法が幾つか示されているものの、その課題は主に理事会と欧州議会の肩に負わされているようである (27-32)。

総合的調整能力の向上という問題に関し、まず第一に想起されるのは議会であろう。「白書」においても提案さ

れているコミッション委員長の欧州議会による選出は、総体的な方向性の明確化という点においてシンボリックな意味は持ちうるかもしれない。しかし、仮に各国レヴェルで議会が実質的な総合調整機能を果たしていないとするならば、欧州議会にそれを期待する理由があるであろうか。

「白書」が強調しているように思われる政府間協調の改善がもう一つの解決策である。一般的に考えて、複数の政策領域にまたがる交渉は、一方で「政策コミュニケーション」の形成とそこに生成する共有された認識の効果を減ずる反面、個別の政策領域において合意に至り得ない対立を、他の領域における補償措置と組み合わせることで、妥協の促進に導く可能性をも持っている。この種の協調は、多極共存型民主政における統治技術として以前から取り上げられてきたものである。しかし、その前提条件にはエリートレヴェルでの頻繁な接触が挙げられる。また、二党制の多数決型民主政に比するならば、交渉過程にはより長い時間を要する。ヨーロッパ・レヴェルの政治家間の接触は「国際関係」の基準からすれば極めて頻繁なものであるが、そのような総合的妥協を創出するものに足るかどうかは疑わしい。そもそも、そのように時間を消費する方式は既存の理事会にとって過重負担であろう。

オーストリアのような国において、経済・社会政策の調整を担ってきたコーポラティズム的協調の枠組はどうであらうか。これについては、ヨーロッパレヴェルでのその種の枠組の形成可能性と意義を最大限に評価する論者の一人であるファルクナー (Gerda Falkner) の以下の指摘で足りよう。「レームプルフのマクロ・コーポラティズムの理念型が想定しているように、コーポラティズム的パターンが公共政策の重要な領域全てをなお覆うのは、あまりありうることではな^い (Falkner 1999 a)」。

このように、「調整」問題は、理論的には、ヨーロッパ民主政の構築にとつての非常に大きな困難を示唆する。個別政策分野でのガヴァナンスの形成・改善、透明性の向上、「参加」の拡大がなされたとしても、必ずしも総体としての「政治」の方向性の明確化にはつながらずとは限らないのである。

ただし各国の戦後体制においてすら総合的調整の機能に議論の余地があるとすれば、現在のEUにおいてはコミッション委員長のヨーロッパ議会による選出のようなシンボリックな方向性感覚で満足し、実体としては社会アクトを組み入れた領域別ガヴァナンスの改善に努めるのが現実的な戦略かもしれない。

しかし、果たしてそれはヨーロッパ政治体の民主性の保障になるであろうか。ガヴァナンス問題が政策の実効性や効率性、あるいは透明性といった測定困難ではあっても、実体的な基準で判断し得るのに対し、民主政としての正統性は、観察者の抱く規範的基準に依存しその思惟の枠組の影響を受ける。研究上の戦略としては、民主政の原則を分節化し、その各々を実現する制度的形態を考察することで、新しい民主的ガヴァナンスを構想することは可能であり、また必要でもある。だが、仮に一般の「市民」が伝統的な民主政の観念を抱きつづけるならば、その間にはギャップが存在しつづける。ポスト議会制の民主政によっても「民主主義の赤字」は解消され得ないのかもしれない。

おわりに

以上の試験は、言うまでもなく一面的な推論の域を出るものではないが、ヨーロッパに生成される政治の仕組みを理解する上での、理論的準備作業と問題提起を旨としたものである。最後に本稿の提起する論点を確認しておく。

第一に、国家社会関係の視座の必要性である。コミッション自身も社会アクターの自己規律能力を活用する戦略を採っているであり、古典的議会制民主主義モデルを越えたガヴァナンスもしくは民主政の問題を考察する上で、既に蓄積された各国毎の国家社会関係分析の知見が活用しうる。EU研究の少なからぬ部分には西欧諸国の戦後民主制を無批判に美化する傾きがあるが、そこでの実質的な政治決定のあり方や正統性の基盤についてのリアル

な認識は、EUという政治体の性格を考察する上でも不可欠である。

第二に、二〇世紀民主政論の再検討である。生成しつつある、社会アクターを組み入れたガヴァナンスは、ヨーロッパ統合という領域的な拡大によって初めて生じたものではない。その問題は、既に二〇世紀前半に根源的な議論の対象となっていた。現在の民主政の問題を全て「近代」「国民国家」の問題に還元してしまうのではなく、「ポスト・リベラル」の時代としての二〇世紀前半を再導入する必要がある。

第三に、調整問題の困難性である。これは英語圏の議論では十分に検討されていない論点であるが、ヨーロッパ民主政の構築にとって理論的には大きな困難があることを明らかにする。

そして最後に、本稿がドイツでの議論から抽出した調整問題の視角に一定の有用性があるとするならば、その他の社会の議論からも、これまで注目されていない有効な視角を抽出することが可能であると考えられる。ヨーロッパの多様性とは国家像・社会像の多様性でもあり、概念化のための汲み尽くされていないポテンシャルが存在する。それは分析的にも規範論的にも意味を持ちうるのではないだろうか。

*本稿は二〇〇一年九月にシェフィールド（イギリス）で行われたワークショップに提出されたペーパー（Anthony Nakata 2001）を部分的に基礎としている。また内容の一部に関連して、二〇〇一年十二月には東京大学政治史研究会において報告を行う機会に恵まれた。報告の機会を設定してくださったHugo Dobson, Glenn D. Hook、高橋進、月村太郎（以上シェフィールド）、中山洋平、大串和雄（以上東京）の各氏、貴重なコメントを下さった参加者の皆様に改めて謝意を表したい。

（1）近年のより洗練された研究における、各国家の選択（Moravcsik 1998）か制度的要因（Pierson 1996）かという論争も、統合の進展それ自体を中心に据える点には変わらない。

- (2) EUという政体の特質とその正統性の問題を明確に整理した日本語文献として遠藤(2002)を参照。小川(2001)はEUを重心とするヨーロッパにおける「境界」の性格という、やや異なる問題設定の下に、ヨーロッパ秩序の特色を検討している。また、法律学からの分析として中村(1998)も有益な示唆に富む。なお、同氏には御論稿の入手に便宜を図っていただいた上、草稿に的確なコメントをいただいた。記して謝意を表したい。
- (3) 例えばHeider et al. (2001)などが代表的なものである。
- (4) この点それぞれ本稿はオリジナリティを主張するものではない。むしろ、後に述べるように、ドイツ政策研究の議論を知るものにとっては自然な視角である。同様の視角からの議論の代表例としてVoelzkow (2000)を参照。また、民主政におけるリンケージとしての利益団体の役割に注目しつつつけてきた、シュミッター(Philippe C. Schmitter)の議論にも影響を受けている(Schmitter 1983; 1999; 2000)。
- (5) 無論ドイツにのみ限るということではないだろう。たとえばフランスにおいてもマーストリヒト条約反対の保守派有力政治家は、民主政の前提として十分強力な共同体への共属感情が必要であると論じていた(山元 1997, 62)。
- (6) マーストリヒト判決批判としてWeiler (1993)、ドイツにおける議論の概観としてVon Bogdandy (2000)およびZuleeg (1997)などを参照。
- (7) 戦後ドイツ公法学の展開に関する日本語での概観として栗城(1976)、西浦(1984)を参照。
- (8) 例えば後者に位置付けられるSchauer (1988)も、ドイツとイングランドを対比し「国家」概念に代えて「公共性」の導入の必要を説きつつ、政党を公認した基本法が「国家」というものの核を、全体の単一の意思の方向を獲得し、実現していく過程の中に認めている(643)と肯定的に述べている。
- (9) 「統御」をめぐる近時の教科書的概観としてLange and Braun (2000)を参照。
- (10) 筆者の理解を素描したものは網谷(1999)である。その他、平岡(1994)、M. G. Schmidt (1992)などを参照。

- (11) ドイツにおけるネオ・コーポラティズム論の展開はこのような固有の文脈を持ったものである。Lehmbruch (1996) を参照。
- (12) 一応の到達点として Mayntz and Scharpf (1995) を参照。
- (13) この点、主権概念の復権を企図する立場から、次のような評が向けられていることは興味深い。「ルーマンの視点が排他的に、実際に進行する現実のアンクログラフティの自己記述の伝統主義、漸次主義に向けられ、大陸における憲法創設が全く無視されている」(Maus, Ingeborg 1992. *Basidemokratische Aktivitäten und rechtsstaatliche Verfassung*. In: Thomas Krüger, ed., *Der Organisationslehre*. 1992, 毛利 1995, 361 に引用)。
- (14) ヨーロッパ民主政の可能性を否定する議論の根拠の一つに「ヨーロッパウェルの公共圏の欠如がしばしば挙げられる。これに対してエーダー(Klaus Eder)は「争点固有の」ヨーロッパ公共空間の成立可能性を強調する(Böcher 2000, 2001)。
- (15) 以下の分析は主に Greta Falkner の一連の業績に依拠している。日本語文献としては川口(1998)を参照。
- (16) UNICEEについては Hommings-Draus (1998): Døvik (1997) を参照。
- (17) E.U.C.C.に関しては Døvik (1997): Martin and Ross (1999) を参照。
- (18) 迂回路を通じて、閣僚理事会での手詰まりを打破するのがコミッションの意図であった。「社会的対話」での合意が、社会パートナーによって各国レヴェルに持ちかえられ、それにより閣僚理事会での議論に新風が吹き込まれることが期待されたのである。なお、名称は当初会合の開かれたベルギー郊外の地名にちなむ。
- (19) 社会議定書はアムステルダム条約締結に際し、イギリスにも受け入れられ、条約本文に組み入れられた。
- (20) この点は、各国単位のコーポラティズムの発展における行政側の戦略の重要性を指摘する Lehmbruch (1991) とも符合する。

(21) このような社会アクターの組み入れという方向の中に、「民主主義の赤字」問題の解決策を一部分的にではあれ、模索しようとする議論もある。コミットロジック手続の改革を通じて討議 (deliberation) の質を向上させることを主張する Joerges/Neyses (1997) および Joerges (2001)、「経済社会委員会の活用を提案する Sautmans (2000)」などである。コミットロジックの全体像に関しては八谷 (1999) を参照。

(22) ヨーロッパ・ガヴァナンスの特徴的手法のもう一つが開放的協調 (open method of co-ordination) の手法である。これは経済政策協調の枠組に見ることができる (Aust 2000 a; 2000 b; Goetschy 1999)。実質的效果はまだ明らかではないが、「ヨーロッパ経済政策」に向けた一定の前進を見ることができると言える。ドロール委員長の任期最終年である一九九四年には、エッセンサミットで多角的雇用監視手続が導入され、これが一九九七年一月のルクセンブルク・サミットで補強された。この枠組の下、コミッションと理事会により策定されたガイドラインに従い、加盟国は毎年「行動計画 (national action plan)」を報告する。コミッションは実施状況を調査・評価し、理事会での議論の後に共通レポートをまとめ、「雇用レポート」として公開する。これに加え一九九九年のケルンサミットではマクロ経済政策協調の枠組として、いわゆる「ケルン・プロセス」が開始された。これには、コミッションと加盟国のみならず、ヨーロッパ中央銀行および社会パートナーも組み入れられ、情報の共有と水平的相互評価 (peer review) が行われる。「社会政策のアジェンダ」においても「ルクセンブルク雇用プロセスに触発された開放的協調」が目標達成のための手段の第一に挙げられている (COM (2000) 379 final, 28.06.2000, 14)。

(23) もちろん当時の方向性が組織化、総合化の方向にあったのに対し、現在の傾向が脱組織・個人化、断片化にあるという重要な相違はある。

(24) 戦間期のチエコスロヴァキアにおいて、リベラル左派系の雑誌『民主中道』は、政治の領域と経済の領域を分離し、後者に関しては経済会議所に立法権を委ねることを主張した。注目されるのはこれにより議会は利益政党の党派主義

から「解放」され、政治思想・理想をめぐって議論・競合する本来の姿を取り戻すと想定されていたことにある（中田 1988）。ここでも正統性の強化という問題機制を見ることが出来る。

- (25) ドイツ公法學説の概観として Frickhoff (1997)、プロイスに関して Lehner (1998)、ジントハイマーに関して Knoke (1992) を参照。なおガヴァナンス論との構造的相同性は石川 (2001) が「中世以来のゲノッセンシャフト原理」最近流行のガヴァナンス（協治）でも同じことだが」という卓抜な表現で示すとおりである。

- (26) 「一貫性」に注目した数少ない分析である Christiansen (2001) は、コミッションと理事会事務局という制度間の一貫性が改善される傾向を見せる一方、各々の制度内での一貫性の担保が困難であることを指摘している。とりわけ興味深いのは、各当局での垂直的な一貫性の強化（各委員と総局事務官僚の関係）と部局間の水平的な一貫性にトレードオフがあると指摘されている点である（Christiansen 2001, 751-755）。

- (27) 多くの点で論点を共有する Voelzkow (2000) に対し、本稿が有する最大の異議はここにある。Voelzkow (2000) は団体による討議に対する議会のコントロールが欠如している点を以って、各国の政治とヨーロッパレヴェルの政治を対比する。しかし、私見では、戦後体制において、想定されている統制機能を議会がどの程度果たしていたかという問題には、十分議論の余地がある。

- (28) 例えばシミュレーターは既にネオコーポラティズム論との関連で、民主政の次元を、参加、アクセス可能性、答責性、応答性、競合の五つに分け、それに基づき民主性の度合いを考察するという方法を採用していた（Schmitter 1983）。またヨーロッパレヴェルの「民主主義の赤字」を分析する上で、デウス（Renard, Delouise）は答責性、透明性、政治性の三つの要素に分類化している（Delouise 1995, 121-125）。

その際には、実証的現状分析と政治理論のより積極的な対話が必要であろう（中田 網谷 2001）。結社を組み入れた民主政の構想に関しては Cohen and Rogers 1992; Hirst 1994; Hirst and Bader 2001 などを参照。

(29)

他方で、戦後体制の正統性なるものを、政治的パフォーマンスの結果責任を帰責し得る人物の存在と、その人物を選挙を通じて罰する可能性にあると、シニカルに考えるならば、コミッション委員長の欧州議会による選出で足りる、ということになるかもしれない。

(30)

各国の議論の前提となる枠組の相違を示す事例として、立意化をめぐる首脳の発言を取り上げてみよう。

例えば、第一節で検討した、主権者の一回的自己決定による憲法制定という理解に対しては、以下を対置することができる。「EUの著しい多様性と複雑性を条件とすれば、その憲法は、イギリスの憲法のように、幾つもの異なる条約、立法、先例に見出されることになるだろう。EUのようにダイナミックな実体にとって、憲法をめぐる議論が憲法典と呼ばれる単一の法的に拘束力を持つ文書に帰着する必要はない。このことは他の人々にとってよりもイギリス人にとっておそらく容易だろう (Tony Blair, *Europe's Political Future: Speech to the Polish Stock Exchange*, Warsaw, 06.10.2000. <http://www.number-10.gov.uk/news.asp?NewsId=1341&SectionId=37&Z0>)」。

これらが憲法制定の過程や憲法としてのステイタスの根拠を問うものであるのに対し、実現すべき理念を第一に置く議論がフランスからは示される。「第一に『内容』であり、『枠組』は二次的なものに過ぎない。ヨーロッパはまず何よりも精神の働き、社会のモデル、世界観である。私の愛するヨーロッパは：社会のプログラム、世界観、そして政治的設計図を持つものである (Lionel Jospin, *On the Future of an Enlarged Europe*, Speech, 28.05.2001. <http://www.premier-ministre.gouv.fr/enfpcfm=ref24924&d=1>)」。

このようにヨーロッパ統合の過程は利益のみならず民主政についてのヴィジョンが交錯する過程でもある。この点、言説の次元を明示的に組みこんだ分析を試みるV・A・シュミット (Vivien A. Schmidt) の論稿は極めて興味深い (V. A. Schmidt 1997; 2000)。

参考文献

- 網谷龍介 一九九七。「戦後西ドイツにおける『新秩序』構想とその挫折——ドイツ連邦共和国の政治経済体制の成り立ちに関する試論——」(一)『国家学会雑誌』、二〇〇(五・六)、四七—九四頁。
- 網谷龍介 一九九九。「ドイツ」小川有美他著『EU諸国 自由国民社、一九九九年、一七三—二二八頁。
- 網谷龍介 二〇〇一。「政治体制」初瀬龍平／定形衛／月村太郎編『国際関係論のパラダイム』有信堂高文社、二〇〇一年、八七—九七頁。
- 石川健治 二〇〇一。「自治と民主」「ジュリスト」、二〇〇三、六一—六六頁。
- 渡藤乾 二〇〇二。「ポスト・ナショナリズムにおける正統化の諸問題——ヨーロッパ連合を事例として——」『日本政治学会編』『三つのデモクラシー——自由民主主義・社会民主主義・キリスト教民主主義——』岩波書店、二〇〇二年、一三三—一四二頁。
- 小川有美 二〇〇一。「EUヨーロッパ」の拡大』秋元英一編『グローバル化と国民経済の選択』東京大学出版会、二〇〇二年、二二七—二四三頁。
- 川口美貴 一九九八。「欧州連合(EU)における国際的集团的労使関係法の展開」『法政研究』(静岡大学)、三(一)、一六二頁。
- 栗城寿夫 一九七六。「西ドイツ憲法理論の変遷」『公法研究』、三八、七六—一一頁。
- 辻清明 一九六九。「新版 日本官僚制の研究」東京大学出版会。
- 中田瑞穂 一九九八。「秩序と行動の民主主義」——一九三〇年代チェコスロヴァキアにおける「新民主主義」構想——『東欧史研究』、二〇、二六—四四頁。
- 中村民雄 一九九八。「EUとはいかなる法秩序か?——主権概念を離れた分析視座を求めて——」『成蹊法学』、四七、三

七—六八頁。

西浦公 一九八四。「多元主義的憲法理論の基本的特質」『法学雑誌』(大阪市立大学)、三〇(三/四)、二二—二四頁。
 八谷まち子 一九九九。「コミットロシー考察——だが欧州統合を実施するのか——」『政治研究』(九州大学)、四六、一—五〇頁。

平島健司 一九九四。「ドイツ現代政治」東京大学出版会。

平島健司 一九九八。「欧州統合と民主的正統性——国家を越える民主的ガヴァナンスの試み——」東京大学社会科学研究所編『二〇世紀システム 五 国家の多様性と市場』東京大学出版会、一九九八年、二七—三〇三頁。

牧原出 一九九八。「計画・調整」森田朗編『行政学の基礎』岩波書店、一四二—一六二頁。

毛利達 一九九五。「主権の復権——インゲボルク・マウスの国法理論管見——」『筑波法政』、一八、三五—三八七頁。

毛利達 二〇〇一。「行政法学における『距離』についての覚書(上・下)」『ジュリスト』、一二二、八〇—八六頁、一二三、一二二—一二九頁。

山元 一九九七。「最近のフランスにおける『憲法制定権力』論の復権——オリヴィエ・ボアの『国家権力論』を中心に——」『法政理論』(新潟大学)、二九(三)、一—七三頁。

Amiya-Nakade, Ryosuke, 2001. Functional Governance and Democracy: A Hidden Agenda of Globalisation? Paper prepared for the presentation at the workshop of the Anglo-Japanese Academy, the University of Sheffield, 04-06/09/2001.

Aust, Andreas, 2000 a. Die europäische Beschäftigungs- und Sozialpolitik nach dem Gipfel von Amsterdam – Versuch einer ersten Bilanz. *Zeitschrift für Sozialreform*, 46(1), 13–38.

Aust, Andreas, 2000 b. "Dritter Weg" oder "Eurokeynesianismus"? Zur Entwicklung der europäischen Beschäftigungspolitik seit dem Amsterdam Vertrag. *Österreichische Zeitschrift für Politikwissenschaft*, 29(3), 269–283.

Bracher, Karl Dietrich, 1968. Staatsbegriff und Demokratie in Deutschland. *Politische Vierteljahresschrift*, 9(1), 2-27.

Britz, Gabriele and Schmidt, Marlene, 2000. The Institutionalised Participation of Management and Labour in the Legislative Activities of the European Community: A Challenge to the Principle of Democracy under Community Law. *European Law Journal*, 6(1), 45-71.

Christiansen, Thomas, 2001. Intra-Institutional Politics and Inter-Institutional Relations in the EU: Towards Coherent Government? *Journal of European Public Policy*, 8(5), 747-769.

Cohen, Joshua and Rogers, Joel, 1992. Secondary Associations and Democratic Governance. *Politics and Society*, 20(4), 391-472.

Dahl, Robert A., 1994. A Democratic Dilemma: System Effectiveness versus Citizen Participation. *Political Science Quarterly*, 109(1), 23-34.

Delbouse, Renaud, 1995. Constitutional Reform in the European Community: Are There Alternatives to the Majority Rule? *West European Politics*, 18(3), 118-136.

Ebblinghaus, Bernhard and Kraus Peter A., 2000. Die variable Geometrie der Subsidiarität: Zur Problematik territorialer und funktionaler Integration in Europa. In: Thomas König, Einar Riegei and Hermann Schmitt, eds., *Europäische Institutionenpolitik*. Frankfurt a. M. and New York: Campus, 2000, 335-358.

Eder, Klaus, 2000. Zur Transformation nationalstaatlicher Öffentlichkeit in Europa. *Berliner Journal für Soziologie*, 10(2), 167-184.

Eder, Klaus, 2001. Social Movement Organizations and the Democratic Order: Reorganizing Social Basis of Political Citizenship in Complex Societies. In: Colin Crouch, Klaus Eder and Damian Tambini, eds., *Citizenship, Markets and the*

State. Oxford: Oxford University Press, 2001, 213-237.

Falkner, Gerda, 1999 a. Corporatist Governance and Europeanisation: No Future in the Multi-level Game? *Current Politics and Economics of Europe*, 8(4), 387-412

Falkner, Gerda, 1999 b. European Social Policy: Towards Multi-level and Multi-actor Governance. In: Beate Kohler-Koch and Rainer Eising, eds. *The Transformation of Governance in the European Union*. London: Routledge, 1999, 83-97.

Falkner, Gerda, 2000 a. EG-Sozialpolitik nach Verflechtungsstille und Entscheidungsfloke: Bewertungsmaßstäbe und Entwicklungstrends. *Politische Vierteljahresschrift*, 41(2), 279-301.

Falkner, Gerda, 2000 b. Problemlösungsfähigkeit im europäischen Mehrebenensystem: Die soziale Dimension. In: Edgar Grande and Markus Jachtenfuchs, eds. *Wie problemlösungsfähig ist die EU? Regieren im europäischen Mehrebenensystem*.

Baden-Baden: Nomos, 2000, 283-311.

Falkner, Gerda, 2000 c. The Council or the Social Partners? EC Social Policy between Diplomacy and Collective Bargaining. *Journal of European Public Policy*, 7(5), 705-724.

Falkner, Gerda, 2000 d. The Institutional Framework of Labour Relations at the EU-level: Provisions and Historical Background. In: Rainer Hoffmann, Otto Jacoby, Bernd Keller and Manfred Weisz, eds. *Transnational Industrial Relations in Europe*. Düsseldorf: Hans-Böckler-Stiftung, 2000, 11-28.

Falkner, Gerda, 2001. Policy Networks in a Multi-level System: Convergence Towards Moderate Diversity? In: Klaus H.

Goetz and Simon Hix, eds. *Europeanised Politics? European Integration and National Political Systems*. London and

Portland, OR: Frank Cass, 2001, 94-120.

Franke, Ernst, 1929/1999. Kollektive Demokratie. In: Idem, *Gesammelte Schriften*, Band 1. Baden-Baden: Nomos, 1999,

- Friedrich, Manfred, 1997. *Geschichte der deutschen Staatsrechtswissenschaft*. Berlin : Duncker & Humblot.
- Gablenz, Otto Heinrich von der, 1966. Der Staat als Mythos und Wirklichkeit. *Politische Vierteljahresschrift*, 7(1), 138-163.
- Gewerkschaftliches Zonensekretariat, 1947. *Wirtschaftsdemokratie : Vorschlag zum Aufbau einer wirtschaftlichen Selbstverwaltung*. Bielefeld. (Archiv der sozialen Demokratie, Bonn).
- Goetschy, Jeanine, 1999. The European Employment Strategy : Genesis and Development. *European Journal of Industrial Relations*, 5(2), 117-137.
- Gollbach, Jochen and Schulten, Thorsten, 1999. Grenzüberschreitende Tarifpartnerschaften in Europa : Neue Ansätze zur europäischen Koordinierung nationaler Tarifpolitik in der Metallindustrie. *WSJ-Mitteilungen*, 52(7), 456-464.
- Grimm, Dieter, 1995. Does Europe Need a Constitution? *European Law Journal*, 1(3), 282-302.
- Habermas, Jürgen, 1995. Remarks on Dieter Grimm's 'Does Europe Need a Constitution?' *European Law Journal*, 1(3), 301-307.
- Habermas, Jürgen, 2001. Warum braucht Europa eine Verfassung? *Die Zeit*, 28.06.2001. 7.
- Héritier, Adrienne et al., 2001. *Differential Europe : The European Union Impact on National Policymaking*. Lanham and Oxford : Rowman & Littlefield.
- Hirs, Paul Q., 1994. *Associative Democracy : New Forms of Economic and Social Governance*. Cambridge : Polity.
- Hirst, Paul and Beldor, Veit, eds., 2001. *Associative Democracy : The Real Third Way*. London and Portland, OR : Frank Cass.
- Hornung-Draus, Renate, 1998. European Employer Organizations : Structure and Recent Developments. *Industrielle Beziehun-*

gen, 5(2), 218-235.

Hurrid, Christian, 2001. Corporatism, Pluralism, and Democracy: Toward a Deliberative Theory of Bureaucratic Accountability. *Governance*, 14(2), 151-167.

Iversen, Torben, 1999. *Constrained Economic Institutions: The Politics of Macro Economics and Wage Bargaining in Advanced Democracies*. Cambridge et al.: Cambridge University Press.

Joerges, Christian, 2001. 'Deliberative Supranationalism' - A Defence. *European Integration Online Papers*, 5(8), (<http://ieop.or.at/eiop/texte/2001-008.htm>)

Joerges, Christian and Neyer, Jürgen, 1997. From Intergovernmental Bargaining to Deliberative Political Processes: The Constitutionalisation of Comitology. *European Law Journal*, 3(3), 273-299.

Keller, Berndt and Bausbach, Matthias, 2000. Social Dialogues - An Interim Report on Recent Results and Prospects. *Industrial Relations Journal*, 31(4), 291-307.

Keller, Berndt and Störmer, Bernd, 1999: Sektorale Sozialdialoge - Zur empirischen Analyse einer vernachlässigten Ebene der Integration. *Zeitschrift für Rechtssoziologie*, 20(1), 221-243.

Knorre, Susanne, 1991. *Soziale Selbstverwaltung und individuelle Verantwortung: Hugo Sinzheimer (1875-1945): eine politische Biographie*. Frankfurt a. M. et al.: Peter Lang, 1991.

Krookow, Christian Graf von, 1965. Staatsideologie oder demokratisches Bewusstsein: Die deutsche Alternative. *Politische Vierteljahresschrift*, 6(2), 118-131.

Ladner, Karl-Heinz, 1993. Von der Verwaltungshierarchie zum administrativen Netzwerk? Zur Erhaltung der Eigenständigkeit der Verwaltung unter Komplexitätsbedingungen. *Die Verwaltung*, 26(2), 304-331.

Ladeur, Karl-Heinz, 1997. Towards a Legal Theory of Supranationality – The Viability of the Network Concept. *European*

Law Journal, 3(1), 33–54.

Ladeur, Karl-Heinz, 2001. Proceduralisation and Its Use in a Post-modern Legal Policy. In: Olivier De Schutter, Noëls Lebes-
sis and John Paterson, eds., *Governance in the European Union*. Luxembourg: Office for Official Publications of the
European Communities, 2001, 53–69

Lange, Stefan and Braun, Dietermar, 2000. *Politische Steuerung zwischen System und Akteur: Eine Einführung*. Opladen: Le-
ske + Budrich.

Lehmert, Detlef, 1998. *Verfassungsdemokratie als Bürgergesellschaft: Politisches Denken, Öffentliches Recht und
Geschichtsdeutungen bei Hugo Preuß: Beiträge zur demokratischen Institutionslehre in Deutschland*. Baden-Baden:
Nomos.

Lehmbruch, Gerhard, 1991. The Organization of Society, Administrative Strategies, and Policy Networks. In: Roland M.
Czada and Adrienne Windhoff-Heritier, eds., *Political Choice: Institutions, Rules, and the Limits of Rationality*. Frank-
furt a. M.: Campus, 1991, 121–158.

Lehmbruch, Gerhard, 1996. Der Beitrag der Korporationsforschung zur Entwicklung der Steuerungstheorie. *Politische Viertel-
jahresschrift*, 37(4), 735–751.

Döhler, Marion and Manow, Philip, 1997. *Strukturbildung von Politikfeldern: Das Beispiel bundesdeutscher Gesundheitspolitik
seit den fünfziger Jahren*. Opladen: Leske + Budrich.

Margison, Paul and Sisson, Keith, 1998. European Collective Bargaining: A Virtual Prospect. *Journal of Common Market
Studies*, 36(4), 505–528.

- Meyniz, Renate and Schapf, Fritz. 1995. Steuerung und Selbstorganisation in staatsnahen Sektoren. In: Idem, eds., *Gesellschaftliche Selbstregulierung und politische Steuerung*. Frankfurt a. M. and New York: Campus, 1995, 9-38.
- Menet, Emmanuel, 2000. Latest Developments in Coordination of Collective Bargaining in the European Union. Working Paper, 29.09.2000. Brussels: European Trade Union Institute.(<http://www.etuc.org/etuc/newswriter/features/CompCoord.pdf>)
- Moravcsik, Andrew, 1998. *The Choice for Europe: Social Purpose and State Power from Maastricht to Amsterdam*. Ithaca and New York: Cornell University Press.
- Pemice, Ingolf. 1999. Multilevel Constitutionalism and the Treaty of Amsterdam: European Constitution-Making Revisited? *Common Market Law Review*, 36, 703-750.
- Pierson, Paul, 1996. The Path to European Integration: A Historical Institutional Analysis. *Comparative Political Studies*, 29 (2), 123-163.
- Scheuner, Ulrich. 1957. Die Parteien und die Auswahl der politischen Leitung im demokratischen Staat: Zur verfassungsrechtlichen Stellung der Parteien. *Die öffentliche Verwaltung*, 11(25), 641-645.
- Scheuner, Ulrich. 1958. Referat. In: Wilhelm Baurer, Gustav Stein and Hellmuth Wagner, eds., *Der Staat und Verbände: Gespräch veranstaltet vom Bundesverband der Deutschen Industrie in Köln am 27 März 1957*. Heidelberg: Reht und Wirtschaft, 1958, 10-18.
- Schmidt, Manfred G., 1992. *Regieren in der Bundesrepublik Deutschland*. Opladen: Leske + Budrich.
- Schmidt, Vivien A., 1997. Discourse and (Dis) integration in Europe: the Cases of France, Great Britain, and Germany. *Deutsche*, 126(3), 167-198.

- Schmidt, Vivien A., 2000. Democracy and Discourse in an Integrating Europe and a Globalising World. *European Law Journal*, 6(3), 277-300.
- Schmitter, Philippe C., 1983. Democratic Theory and Neocorporatist Practice. *Social Research*, 50(4), 885-928.
- Schmitter, Philippe C., 1999. The Future of Democracy: Could It Be a Matter of Scale? *Social Research*, 66(3), 933-958.
- Schmitter, Philippe C., 2000. *How to Democratize the European Union - and Why Bother?* Lanham and Oxford: Rowman & Littlefield.
- Schulten, Thorsten, 2001. Solidarische Lohnpolitik in Europa. Ansätze und Perspektiven einer Europäisierung gewerkschaftlicher Lohnpolitik. WSI-Diskussionspapier No. 92. Düsseldorf: WSI in der Hans-Böckler-Stiftung.
- Shaw, Jo, 1999. Postnational Constitutionalism in the European Union. *Journal of European Public Policy*, 6(4), 579-597.
- Sisson, Keith and Margison, Paul, 2000. Co-ordinated Bargaining: A Process for Our Times? Working Paper 1400, ESRC "One Europe or Several" Programme.
- Smismans, Stijn, 2000. The European Economic and Social Committee: Towards Deliberative Democracy via a Functional Assembly. *European Integration Online Papers*, 5(8). (<http://etop.or.at/eiop/textes/2000-012.a.htm>)
- Taubner, Gunther, 1993. The "State" of Private Networks: The Emerging Legal Regimes of Polycorporatism in Germany. *Brigham Young Law Review*, (2), 553-575.
- Traxler, Franz, 2000. Das Tarifverhandlungssystem in der Wirtschafts- und Währungsunion: Von nationalen zu supranationalen Institutionen?, In: Maurizio Bach, ed., *Die Europäisierung nationaler Gesellschaften (Sonderheft 40/2000 der Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie)*. Opladen: Westdeutscher Verlag, 2000, 93-111.
- Voelzkow, Helmut, 2000. Von der funktionalen Differenzierung zur Globalisierung: Neue Herausforderungen für die Demokra-

- tiethorie. In : Raymond Werts and Uwe Schimank, eds., *Gesellschaftliche Komplexität und kollektive Handlungsfähigkeit*. Frankfurt a. M. and New York : Campus, 2000, 270-296.
- Von Bogdandy, Armin, 2000. A Bird's Eye View on the Science of European Law : Structures, Debates and Development Prospects of Basic Research on the Law of the European Union in a German Perspective. *European Law Journal*, 6(3), 208-238.
- Weiler, J. H. H., 1995. Does Europe Need a Constitution? Demos, Telos and the German Maastricht Decision. *European Law Journal*, 1(3), 219-258.
- Wulke, Helmut, 1995. *Steuerrtheorie. Grundzüge einer Theorie der Steuerung komplexer Sozialsysteme*. Stuttgart and Jena : Gutsav Fischer.
- Zaieeg, Manfred, 1997. The European Constitution under Constitutional Constraints : The German Scenario. *European Law Review*, 22(1), 19-34.
- Zum, Michael, 2000. Multilevel Governance : On the State and Democracy in Europe. In : Matthias Albert, Lothar Brock and Klaus Dieter Wolf, eds, *Civilizing World Politics : Society and Community beyond the State*, Lanham and Oxford : Rowman & Littlefield, 2000, 149-168.